

猪名川町子ども・若者会議傍聴要領

平成26年4月1日

要領第22号

(趣旨)

第1条 この要領は、猪名川町子ども・若者会議条例（平成25年条例第8号）第1条の規定に基づき、設置される猪名川町子ども・若者会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは会議の会長の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴の申出等)

第3条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の30分前より、傍聴申出書（別記様式）に所要事項を記入の上申し出ることとする。

2 ただし、会長が定める定員を超えた場合は、傍聴することができない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物、その他危険なものを所持している者
- (2) 前号に掲げる者のほか傍聴に必要でない物品類を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 係員の指示に従わない者
- (5) その他、会長が傍聴させることが適当でないと判断する者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的な行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙その他不体裁な行為をしないこと。
- (5) 会議室において写真撮影、録画又は録音等これらに類する行為をしないこと。
ただし、事前に会長の許可を受けた場合を除く。
- (6) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げとなるような行為はしないこと。

(傍聴者等の制限)

第6条 会長は、会議室等の整理又は協議等のために必要があるときは、傍聴をしようとする者を制限することができる。

(退場命令等)

第7条 会長は、傍聴人が、この要領に違反したとき若しくは周囲の状況により違反するおそれがあるときは、傍聴人に対し注意を促し、なお改めず会長の命令等又は係員の指示に従わなかったときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、すみやかに退場しなければならない。

3 第1項の規定により退場を命じられた者は、再び傍聴することができない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月4日要領第1号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日要領第16号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。